

B地区藤沢自治会自主防災隊規程 (平常時)

(目的)

第1条 本規定はB地区藤沢自治会自主防災組織規程の「第1条」に基づき、地震等がない平常時のB地区藤沢自治会自主防災隊の活動について規定する。

(所在地)

第2条 自主防災隊の本部は、B地区自治会集会所に置く。

(組織)

第3条 自主防災隊は、B地区藤沢自治会区域に居住する者で組織する。

(活動内容)

第4条 自主防災隊は、B地区藤沢自治会自主防災組織規程の第4条(事業)に基づき活動する。

(構成)

第5条 自主防災隊の構成は、次のとおりとする。

- (1) 隊長 (1名)
- (2) 副隊長 (複数名)
- (3) 顧問 (複数名)
- (4) 事務局 (複数名)
- (5) 各班の構成
 - 1) 情報班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 2) 消火班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 3) 救出・救護班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 4) 工作班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 5) 避難・誘導班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 6) 給食・給水班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 7) 避難行動要支援者対応班 (正副班長及びスタッフ複数名)
 - 8) 環境衛生班 (正副班長及びスタッフ複数名)

(自主防災隊員の選出)

第6条 自主防災隊員の選出は「自主防災隊員選出要領」による。

(自主防災隊員の任務)

第7条 自主防災隊員の任務は次のとおりとする。

- (1) 隊長
 - 1) 自主防災隊を代表し、自主防災組織及び隊務を統括する。
 - 2) 自治会長として滝の沢小学校避難施設運営委員会の運営に参画する。
 - 3) 地区防災会議等の定例会議に出席する。
- (2) 副隊長グループ
 - 1) 隊長を補佐し、自主防災組織の維持及び隊務を遂行する。
 - 2) 全隊員の力を結集して、円滑な組織運営を図り、自主防災隊活動計画を推進する。
 - 3) 自主防災隊の年間活動計画の立案・実行・実績を自治会役員会に報告する。
 - 4) 自主防災隊活動の会議案内及び諸準備を行う。

- 5) 住民の安全を守る為に有効な、各種訓練を実施する。
- 6) 自主防災隊各班の業務の調整及び支援を行う。
- 7) 重要書類の保管・管理を行う。(世帯台帳・避難行動要支援者名簿等)
- 8) 災害時を想定し、自主防災隊としての必要な資機材、装備を検討し、予算計画の立案を行い、自治会役員会に提言する。
- 9) 各種規程類、文書類の定期見直しを行い、最新のものとして維持、管理を行う。
- 10) 防犯防災部長は滝の沢小学校避難施設運営委員会の運営に参画する。
- 11) 藤沢市及び関係団体の防災訓練及び諸行事に参画する。
- 12) 近隣自治会との連携・協力に関する協議等の窓口を担当する。

(3) 顧問グループ

- 1) 隊長・副隊長を補佐し、自主防災隊活動全般に対し助言及び支援を行う。

(4) 事務局グループ

- 1) 自主防災活動に関する記録作成・管理を行う。
- 2) 当該年度の自主防災活動予算の執行管理及び次年度の活動予算の申請を行う。
- 3) 防災倉庫の鍵の管理を行う。

(5) 情報班

- 1) 住民の安否確認の実施要領を定めて推進し、定着を図る。
- 2) 防災に関する情報収集及び共有化、知識の普及、防災意識の啓蒙活動を行う。
- 3) 地震等の発生を想定し、円滑な情報の収集・伝達方法を定める。

(6) 消火班

- 1) 消火設備の点検、補充及び消火技術の習得・指導を行う。
- 2) 初期消火活動に必要な装備・態勢を整え、初期消火活動及び支援活動を行う。
- 3) 防火意識向上の啓蒙活動を行う。

(7) 救出・救護班

- 1) 救出・救護に必要な資機材の確保と維持・管理を行う。
- 2) 災害発生時に被災者を救出・救護する為の準備を行う。

(8) 工作班

- 1) 工作班が管理する防災資機材の保管・リスト化、取り扱いの指導を行う。
- 2) 自主防災対策本部のテント設営、工作班が管理する資機材の設置を行う。
- 3) 工作班の技術等を活かして他の班の支援を行う。

(9) 避難・誘導班

- 1) 災害時に被災者を指定された一時避難場所に避難させる体制を整える。
- 2) 災害時には、一時避難場所に集合した避難者を指定された避難施設等に安全に避難・誘導が出来る体制を整える。

(10) 給食・給水班

- 1) 災害時の炊き出しを想定し、そのために必要な用具の準備を行う。
- 2) 住民に食料・飲み物等の生活物資の備蓄について、啓蒙活動を行う。

- (1 1) 避難行動要支援者対応班
 - 1) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを行う。
- (1 2) 環境衛生班
 - 1) 生活環境に必要な物品の確保並びに点検を行う。
- (1 3) 共通事項
 - 1) 火災発生時の延焼防止の支援活動を具体化する。
 - 2) 地震等の発生後における保安・防災の確保について検討する。
 - 3) 各グループ、班の活動の詳細は「自主防災隊活動計画」による。
 - 4) 各班は担当資機材の定期点検を実施し、いつでも使用できる様に機能を維持し、適切な管理を行うこと。
 - 5) 各班は全員が担当資機材の使用方法等を習得し、使いこなせる様にする事。
 - 6) 自主防災隊本部の設営、必要な資機材の設置及び維持は全隊員が協力して、効率的に実施する。

(自主防災隊組織の運営)

第8条

自主防災隊組織の運営について

自主防災隊は組織上の指揮命令系統及び職務権限を明確にするため、自主防災隊組織編成表を作成する。

自主防災隊は自治会の役員改選に合わせて、必ず見直し、再編する。

- (1) 自主防災隊本部
 - 隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、全班の正副班長で構成する。
- (2) 自主防災隊全体組織
 - 自主防災隊全体組織は隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、全班の正副班長及びスタッフで構成する。
- (3) 自主防災隊の会議
 - 1) 自主防災隊幹部会議
 - ① 構成メンバー：隊長、副隊長、顧問、事務局グループ
 - ② 開催時期：随時とする。
 - ③ 目的：自主防災隊組織活動の企画・立案・調整等について
 - 2) 自主防災隊運営委員会
 - ① 構成メンバー：隊長、副隊長、顧問、事務局グループ、正副班長
 - ② 開催時期：活動計画に沿って開催する。
 - ③ 目的：自主防災隊組織活動の推進等について
 - 3) 自主防災隊全体会議
 - ① 構成メンバー：隊長以下、全隊員とする。
 - ② 開催時期：活動計画に沿って開催する。
 - ③ 目的：自主防災隊組織活動の具体化と実施等について
 - 4) 自主防災隊グループ会議
 - ① 構成メンバー：該当グループのメンバー他
 - ② 開催時期：各グループ毎の活動計画に沿って開催する。
 - ③ 目的：自主防災隊グループの活動・運営等について
 - 5) 自主防災隊班別会議
 - ① 構成メンバー：該当班のメンバー他
 - ② 開催時期：各班での活動計画に沿って開催する。
 - ③ 目的：自主防災隊の各班の活動・運営等について
 - 6) 隊長が該当会議に必要と判断し、参加を要請した人の参加を可能とする。
 - 7) 会議の招集・運営等について
 - ① 自主防災隊幹部会議、運営委員会、全体会議等について
 - ・ 会議等の招集は自治会長（自主防災隊長）が行う。

- ・ 会議の案内は防犯防災部長（副防災隊長）が行う。
- ・ 会議の運営は防犯防災部長（副防災隊長）が行う。
- ・ 会議の記録・議事録は事務局グループが行う。
- ② 自主防災隊グループ会議、班別会議、その他の会議等について
 - ・ 会議の招集、運営等はグループ代表、班長等の責任者が行う。
- ③ 諸会議の実施内容は各責任者から自主防災隊の会議等で報告する。

（自主防災隊の活動計画）

第9条 自主 防災隊の活動計画について

- (1) 自主防災隊の任務及び活動内容はB地区藤沢自治会自主防災組織規程の第4条（事業）を具体化して推進・実施するものである。
その内容はB地区藤沢自治会自主防災計画（以下「自主防災計画」という。）とする。
- (2) 自主防災計画の主要な項目
 - 1) 自主防災隊組織図を作成する。
 - 2) 年間活動計画を作成し、実施する。
 - 3) 規程類の見直しを実施する。
 - 4) 予算書を作成する。
 - 5) その他、必要な事項を作成する。
 自主防災隊組織の運営は自主防災隊の目的・事業内容に沿って、全隊員の連携・協力の下、自治会内の居住者が一体となり円滑な運営を推進する。
- (3) 自主防災計画の手続きについて
 - 1) 自主防災隊活動は、防犯防災部の事業活動である。
 - 2) 自主防災計画は、自主防災隊で作成後、防犯防災部長に提出する。
 - 3) 防犯防災部長は役員会で承認後、総会に報告する。

（運営経費）

第10条 自主防災隊の運営に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 自主防災隊の運営経費は、自主防災組織規程の（経費）第9条に基づくものとする。
- (2) 自主防災隊の運営に要する経費とその執行は次のとおりとする。
 - 1) 自主防災組織の活動に必要な経費は防災装備品類、消耗品、活動費等とする。
 - 2) 自主防災隊は自主防災計画に必要な予算を、防犯防災部長に報告する。
 - 3) 自主防災組織の活動に必要とする予算は自治会役員会で審議し、決定する。
 - 4) 総会で承認された予算は自治会役員会の決定に基づき出費する。
- (3) 自主防災隊の運営経費は、防犯防災部長が収支報告を役員会に報告する。

（規程類の改廃）

第11条 本規程の改廃は自主防災隊で審議・決定し、自治会役員会で承認する。
通常総会に於いて報告するものとする。

第12条 自主防災隊の組織運営及び行動を円滑に進める為に定めた各種の要領、ルール、マニュアル等を記述する。
これらの要領、ルール、マニュアル等は自主防災隊内で審議、承認とし、自治会役員会に報告するものとする。

<附 則>

第1条 本規程は平成30年3月末総会で承認後、4月1日より発効とする。

第2条 本規程の発効に際し、廃止する規程等について

1. 「B地区藤沢自治会防災計画（昭和56年1月制定）」
2. 「B地区藤沢自治会自主防災隊規程（平成27年4月制定）」
3. 「B地区藤沢自治会自主防災隊マニュアル（平成27年4月制定）」

上記の3文書は平成30年3月31日をもって失効する。

第3条 本規程は毎年12月に自主防災隊運営員会で定期見直しを行う。
改訂が必要な場合は第11条の規程類の改廃手続きに基づき実施する。

<解説>

1. 大地震等災害発生の際には自主防災隊の組織及び活動内容は緊急を要する事態となることを考慮し、組織運営を考える。

2. 非常時に自主防災隊規程の改訂、且つ承認等で緊急を要する場合は、自主防災隊で審議、決定後、自治会役員会の承認により発効とする。

但し、後日総会で報告するものとする。

第 期 B地区藤沢自治会 自主防災隊組織図(平常時)

